

第4回小規模企業等振興審議会 記録

日 時	平成 30 年 11 月 20 日 午後 1 : 30 ~ 2 : 00
場 所	鞍手町役場 議事堂
出 席 者	<p>林中小企業診断士事務所 代表 林 幸一郎 株式会社フクモト工業 代表取締役 福本 満壽男 株式会社ニッショウテクノス 代表取締役 田代 雄二 福岡ひびき信用金庫 鞍手町支店 支店長 川口 裕之 日本政策金融公庫 八幡支店 支店長 伊藤 浩司 直鞍産業振興センターADOX福岡 理事長 藤井 福吉 福岡県飯塚中小企業振興事務所 所長 栗原 智幸 計 7 名 (委員の総数 9 名)</p>
次 第	<p>1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 議 事 (1) 鞍手町中小企業活性化計画 (案) のパブリック・コメント実施結果について (2) 鞍手町中小企業活性化計画 (案) について (3) 鞍手町小規模企業等振興に係る条例の制定についての町長への答申について 4. 町長への答申 5. その他 ~説明資料~ 資料 1 鞍手町中小企業活性化計画 (案) に対するパブリック・コメントの実施結果 資料 2 鞍手町中小企業活性化計画 (案) 新旧対照表 資料 3 鞍手町中小企業活性化計画 (案) 資料 4 答申書 資料 5 鞍手町中小企業振興基本条例 (案) 資料 6 鞍手町小規模企業等振興審議会及び専門部会審議経過 ~参考資料~ 参考資料 1 第 5 次鞍手町総合計画の計画期間について</p>

議事の経過の概要及びその結果

事務局
(立石
課長)

皆さんこんにちは。定刻前ではございますが出席予定の委員の皆さまおそろいですので、ただ今から、平成 30 年度第 4 回鞍手町小規模企業等振興審議会を開会いたします。

議事に入りますまでは、私、審議会事務局を務めております地域振興課長の立石が進行をさせていただきます。

なお、本日の会議ですが、3号委員の川口委員と4号委員の内田委員から所要につき欠席というご連絡がっております。

鞍手町小規模企業等振興審議会設置要綱第6条第2項の規定による開催要件でございますが、委員の過半数の参加がありますので会議が成立することをまずは報告いたします。

さて、本日の会議の内容は、町のホームページ上で公開するため、写真撮影及び議事録の作成を行わせていただきます。また発言内容を正確に把握するため、マイクをご用意しておりますので、発言はボタンを押してからお願いいたします。

なお、携帯電話をお待ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードの設定をお願いいたします。

本日使用します資料でございますが、今までは事前配布をさせていただいていたのですが、本日は答申ということですので、机上に置かせていただいております。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、第4回鞍手町小規模企業等振興審議会会議次第。説明資料といたしまして、資料1 鞍手町中小企業活性化計画(案)に対するパブリック・コメントの実施結果

資料2 鞍手町中小企業活性化計画(案)新旧対照表

資料3 鞍手町中小企業活性化計画(案)

資料4 答申書

資料5 鞍手町中小企業振興基本条例(案)

資料6 鞍手町小規模企業等振興審議会及び専門部会審議経過

参考資料として、参考資料1 第5次鞍手町総合計画の計画期間について、を添付しています。そろっていますでしょうか。不足がある場合は、事務局に予備を用意しておりますので、お声掛けください。

なお、本日は答申案までの審議が無事終了しましたらいったん休憩を入れ、町長にお越しいただきまして、林会長から答申書をお渡しいただくという流れでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2「会長あいさつ」でございます。林会長よろしくお願いいたします。

林会長

本日も議事の方を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局
(立石
課長)

それでは、次第の3「議事」に移ります。これより先の議事進行は、設置要綱第6条第1項に従いまして、鞍手町小規模企業等振興審議会の会長であります林委員にご進行をお願いいたします。

議長 (林 会長)	ただ今より議事に入ります。鞍手町中小企業活性化計画（案）に対するパブリック・コメントの実施結果について、事務局は説明をしてください。
事務局 (立石 課長)	それでは、議事について、担当の北村が説明します。
事務局 (北村)	<p>皆さまこんにちは。地域振興課の北村です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>鞍手町中小企業活性化計画（案）のパブリック・コメント実施結果についてご報告いたします。資料1をご覧ください。</p> <p>意見の募集期間は、平成30年10月15日から11月14日まででした。</p> <p>意見の周知方法は、町ホームページ、役場、中央公民館、福祉センターへの掲示、同施設での閲覧、意見書の配付を行いました。</p> <p>意見の提出方法は、ホームページ、郵便、FAXでの提出となっております。</p> <p>まずは、意見に対する区分についてご説明させていただきます。1ページの下「区分の説明」をご覧ください。</p> <p>意見の対応はAからDまでの4つに区分します。Aは意見を計画等に反映するもの、Bは意見が既に反映されているもの、Cは意見を今後の参考とさせていただくもの、Dは意見を反映する見込みのないものです。</p> <p>今回は1名から5つの意見が提出されました。</p> <p>一つ目は第1章活性化計画の策定にあたっての3計画期間についてですが、これはDの意見を反映する見込みのないものに区分しております。</p> <p>二つ目は、第2章町の中小企業を取り巻く現状と課題の3商工業者数の推移についてですが、これはAの意見を計画等に反映するものに区分しております。</p> <p>三つ目は、第2章町の中小企業を取り巻く現状と課題の4業種別の推移についてですが、これもAの意見を計画等に反映するものに区分しております。</p> <p>四つ目は、第3章中小企業の振興に関する計画策定の基本方針の2計画の基本方針についてですが、これはDの意見を反映する見込みのないものに区分しております。</p> <p>最後に、第4章中小企業の振興施策の展開の1基本方針ごとの方向性・取り組み内容の②—B新たな事業活動の推進についてですが、これもDの意見を反映する見込みのないものに区分しております。</p> <p>意見内容とその対応につきましては、2ページをご覧ください。また、資料2鞍手町中小企業活性化計画（案）新旧対照表、資料3鞍手町中小企業活性化計画（案）、参考資料1第5次鞍手町総合計画の計画期間についてもお手元にご準備いただけたらと思います。</p> <p>一つ目は、資料3鞍手町中小企業活性化計画（案）の2ページについて、「第5次鞍手町総合計画の計画期間が平成28年度から平成36年度までの9年間となっておりますが、まちがいではないか確認して下さい。」というご意見でした。</p> <p>参考資料1第5次鞍手町総合計画の計画期間について、をご覧ください。</p> <p>この意見に対し、の「鞍手町第5次総合計画は、先に策定された「鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画年度に合わせることにしたため、前期基本計画を</p>

事務局

(北村)

4年、後期基本計画を5年としており、基本構想の期間が9年間であることを確認しました。」と回答する予定です。

二つ目は、資料3鞍手町中小企業活性化計画(案)の4ページの上の方について、「3. 商工業者数の推移」で、2008年の503者から2010年の590者と87者増加しています。説明文章の2段落中段に「〇〇〇」の影響により～」2010年には590者まで回復したと理由を明記した方が良いのではないですか。」というご意見をいただきました。

この意見に対し、資料2鞍手町中小企業活性化計画(案)新旧対照表のとおり「建設業、サービス業、製造業などの事業者数が増加したため」という文言を追記する予定です。

三つ目は、同じく資料3鞍手町中小企業活性化計画(案)の4ページの下の方についてです。

「4. 業種別の推移」では、グラフの色で小売業とその他、建設業と飲食店が同系色ですので、明確に色を変えてはどうですか。また、その他の業種とは何ですか。注釈を設けるなど、例示がある方がわかりやすいです。」というご意見をいただきました。

この意見に対し、資料2鞍手町中小企業活性化計画(案)新旧対照表のとおりグラフのカラーを改良し、その他は、農業、運輸業、金融業、医療、福祉等の業種と回答し、注釈を設ける予定です。

四つ目は、資料3鞍手町中小企業活性化計画(案)の7ページについて、「計画の基本方針で①企業力の向上、②企業数の増加、③企業発信力の強化を柱としていることから、基本方針のワクのくくりに入れた方が良いと考えます。」というご意見をいただきました。

この意見に対し、町の考え方は、「計画の基本方針は、参考資料にある鞍手町中小企業振興基本条例第4条に基づいたものであり、柱を、基本方針を支える幹に例えるならご指摘のとおりでございますが、ここでは、計画の8ページから10ページにかけて、各基本方針の詳細を記述していることから、それらを強調するため、あえて別枠とさせていただきます。」としておりますので、修正等を行わない予定です。

最後に、資料3鞍手町中小企業活性化計画(案)の10ページについて、「10ページ②-B新たな事業活動の推進の[基本的施策](1)地域資源活用の促進に鞍手町としてブランド化したい商品の文章を付け足してはどうですか。11ページでは町の役割として協力連携して中小企業振興施策を実施する図となっています。(例)鞍手町の特産である「ぶどう」のブランド化や商工会が中心となって進めている「きらくソース」の商品活用など資源の掘り起こしに努めます。など」というご意見をいただきました。これに対し町の考え方は、「鞍手町中小企業活性化計画の策定後に、各施策について検討し、取り組み内容の詳細をまとめたアクションプランを作成する予定です。よって、本計画にはブランド化したい商品の名称等の詳細は記載しないこととしております。」と回答する予定です。

以上が、鞍手町中小企業活性化計画(案)のパブリック・コメント実施結果についてのご説明です。

議長 (林 会長)	ただ今、事務局より説明がありました。皆さん、何かご意見、ご質問はございませんか。
栗原 委員	質問は一人からですか。どちらの方ですか。
事務局 (北村)	お一人様から5件のご意見をいただきました。町内にお住まいの方です。
議長 (林 会長)	他にございませんか。
	意見や質問がないことを確認。
議長 (林 会長)	無いようであれば、次に進みます。 議事の(2)「鞍手町中小企業活性化計画(案)について」事務局は説明をしてください。
事務局 (北村)	それでは、鞍手町中小企業活性化計画(案)についてご説明させていただきます。 資料2 鞍手町中小企業活性化計画(案)新旧対照表及び資料3 鞍手町中小企業活性化計画(案)の19ページと20ページをご覧ください。 さきほど計画(案)パブリック・コメント実施結果でご説明させていただいた変更のほか、鞍手町中小企業活性化計画策定までの経過に、10月15日から11月14日まで行った計画(案)パブリック・コメントの実施について、また、本日の審議会について追記いたしました。 以上が、鞍手町中小企業活性化計画(案)についてのご説明です。
議長 (林 会長)	ただ今、事務局より説明がありました。皆さん、何かご意見、ご質問はございませんか。
	意見や質問が無いことを確認
議長 (林 会長)	無いようであれば、次に進みます。 議事の(3)「鞍手町小規模企業等振興に係る条例の制定についての町長への答申について」事務局は説明をしてください。
事務局 (北村)	それでは、鞍手町小規模企業等振興に係る条例の制定にかかる町長への答申について、ご説明させていただきます。 今回の答申は、平成30年4月16日に町長より諮問を受けました小規模企業等の振興に関する条例の制定及び振興施策の推進に関する審議及び意見の提示についての答申となります。 資料4 答申書をご覧ください。1ページ目は、町長からの諮問で、2ページ目が答申書です。 こちらの答申書に文言表記の微修正を加えた資料5 鞍手町中小基本条例(案)及び資料3 鞍手町中小企業活性化計画(案)、そのほか資料6 鞍手町小規模企業等振興審議会及び専門部会審議経過を添付して答申します。

事務局 (北村)	<p>資料6 鞍手町小規模企業等振興審議会及び専門部会審議経過をご覧ください。こちらに審議会及び専門部会の審議経過をまとめております。</p> <p>5ページは本日の審議会についてですが、意見の要約の欄は後ほど追記させていただきます。</p> <p>以上が鞍手町中小企業振興に係る条例の制定にかかる町長への答申についてのご説明です。</p>
議長 (林 会長)	<p>今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>意見や質問が無いことを確認</p>
議長 (林 会長)	<p>私の方からですが、パブリック・コメントの2番目のご意見で、説明文に何々の影響により事業者数が増加したということを書いたらどうかというのに対して、どの業種が増えたというのは…たぶんこれしか書けないかなと思います。</p> <p>景気の影響とかいろいろあるかもしれないのですが、あくまでも推測になってしまいますので、これくらいしか現実的に書けないのかなと思います。公式な回答として。私の方からは以上です。</p> <p>ほかにご意見はございませんか。</p>
	<p>意見や質問が無いことを確認</p>
議長 (林 会長)	<p>無いようであれば、この内容をもちまして町長に答申したいと思いますが、もう少し時間をいただいてもよろしいですか。</p>
	<p>同意を確認</p>
事務局 (立石 課長)	<p>林会長、ありがとうございました。</p> <p>このまま休憩に入り、その間に答申書の書類を作成いただきます。</p> <p>では、10分ほど休憩をとりたいと思います。</p>
	<p><u>休憩、答申書の準備、町長入室</u></p>
事務局 (立石 課長)	<p>それでは、会議を再開いたします。</p> <p>次第5「町長への答申」を行います。</p>
林会長	<p>鞍手町長 岡崎邦博様</p> <p>鞍手町小規模企業等振興審議会 会長 林幸一郎</p> <p>鞍手町小規模企業等振興に係る条例の制定について</p> <p>平成30年4月16日付、30鞍地地第336号で当審議会に対し諮問された事項について、以下のとおり答申いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鞍手町中小企業振興基本条例(案)について 2. 鞍手町中小企業活性化計画(案)について 3. 鞍手町小規模企業等振興審議会及び専門部会審議経過について <p>よろしく願いいたします。</p>

	答申書授受
事務局 (立石 課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではここで町長より皆様方に一言ごあいさつをお願いいたします。</p>
岡崎 町長	<p>それでは、一言お礼の言葉を述べさせていただきます。</p> <p>委員の皆さまにおかれましては、本年5月より審議会4回及び専門部会4回行っていたいただきました。審議会を重ねていただいたことにつきまして心からお礼を申し上げます。</p> <p>町といたしましてもこの答申をしっかりと受け止めて、基本条例の制定、活性化計画及びアクションプランを策定し、小規模企業をはじめとした中小企業の振興に全力で尽くして参る所存です。</p> <p>委員の皆さまにおかれましても引き続きご支援ご協力のほどお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、私からのお礼の言葉とさせていただきます。</p> <p>長い間ありがとうございました。</p>
事務局 (立石 課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、公務がございますので町長は退席させていただきます。</p>
	町長退席
事務局 (立石 課長)	<p>それでは、次第5「その他」について、事務局の北村が説明します。</p>
事務局 (北村)	<p>その他についてご説明させていただきます。報酬等の支払いの対象となる委員の皆さまへのお支払いの時期は、12月中旬になる見込みです。日程が決まり次第お知らせさせていただきます。</p> <p>また、これから今年度事務局で条例や計画に基づくアクションプラン（案）を作成させていただきますので、来年度になります。アクションプラン（案）のご報告をさせていただきます。その時はよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (立石 課長)	<p>補足になりますが、小規模企業等振興審議会は、12月議会で中小企業振興基本条例を出した後に中小企業振興審議会という形に名前を変えて、来年度以降の中小企業の施策について審議していただく審議会として新たにスタートします。</p> <p>アクションプランにつきましては、来年の9月までに計画を立てる訳ですが、これについては町行政と商工会の方で素案を作りまして、新しい審議会の皆さんに、こういう施策はどうでしょうかということでご意見を伺いして、平成32年度以降の事業について盛り込む、それから事業が本当に実になったのか、或いは改正、廃止ということも含めてPDCAサイクルで回していくことになろうかと思っております。</p> <p>新しい審議会の委員につきましては、ご推薦等のお願いをすることになりますので、その節はよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これもちまして平成30年度第4回鞍手町小規模企業等振興審議会を閉会いたします。長い間ありがとうございました。</p>

写真

